

北杜市有機農業農産物商談会運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月

北杜市 産業観光部 商工・食農課

目次

1	目的	3
2	業務の概要	3
3	応募者の資格要件	3
	(1) 応募資格	
	(2) 応募に当たっての留意事項	
	(3) 応募の辞退	
	(4) 応募の無効	
	(5) 情報公開及び提供	
4	契約締結までのスケジュール	5
5	質疑応答	5
	(1) 受付方法	
	(2) 受付期間	
	(3) 質疑に対する回答	
6	資格審査及び事業提案書の提出	6
	(1) 事業提案書提出要請通知	
	(2) 資格審査及び事業提案に必要な書類	
7	優先交渉権者選定の手続	7
	(1) 審査委員会の設置	
	(2) 選定方法	
	(3) 審査の出席者	
	(4) プレゼンテーションに要する時間	
	(5) 説明資料等	
	(6) 優先交渉権者の選定	
8	審査結果の通知及び公表	9
	(1) 審査結果の通知	
	(2) 審査結果の公表	
9	失格要件	10

10 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

○提出書類様式集

様式第1号 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

様式第2号 事業提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

様式第3号 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 目的

北杜市（以下「市」という。）では、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づき、市内で生産される安全安心な農作物の安定的な供給を促進し、持続可能な食料システムの構築に向けた取組を推進している。

この取組の一環として、市内で有機農業により生産された農作物の販路拡大を目指すことを目的として、本事業を実施するものである。

なお、本業務の遂行に当たっては、事業者によって多様な手法が提案されることが期待されるとともに、豊富な実績や様々な分野とのネットワーク、高度なノウハウを有することなどが必要となることから、委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

北杜市有機農業農産物商談会運営業務委託

(2) 業務内容

業務内容は、別添「北杜市有機農業農産物商談会運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」に定めるとおりとする。

(3) 業務の履行期限

令和5年3月20日(月)まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託見積限度額

3,729,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 応募者の資格要件

(1) 応募資格

本プロポーザル方式に応募できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領(平成24年告示第1号。以下「要領」という。)第4条に規定する北杜市入札参加者名簿の登録の有無については、広く提案を求めたいという観点から、適用しないものとする。

ア 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。

イ 北杜市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年告示第98号)に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 北杜市暴力団排除条例(平成24年条例第29条)第2条の規定に基づく暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- キ プロポーザル実施前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ク 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- イ 本プロポーザルの公告は、北杜市公告式規則(平成16年北杜市規則第1号)により行うほか、北杜市ホームページに掲載するものとする。
- ウ 緊急時において、やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- エ 提出書類の作成に当たっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める単位を使用すること。
- オ 提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- カ 提出された書類の追加、差し替え、訂正等はできない。
- キ 提出された書類に係る著作権は応募者に帰属する。
ただし、受託者に選定された者が作成した事業提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- ク 事業提案書の提出は、1者につき1案とする。

(3) 応募の辞退

書類の提出後、募集手続きの途中で辞退する場合は、北杜市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に指定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除き、午前9時から午後5時までの間において、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、辞退届(任意様式1部)を応募先に提出すること。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 応募に必要な資格が無い者がした応募
- イ 提出書類に虚偽の記載がある場合の応募
- ウ その他応募に関する条件に違反した応募

(5) 情報公開及び提供

市は、提出された事業提案書等について、北杜市情報公開条例(平成16年条例第12号)の規定による請求に基づき、開示請求の対象となる公文書として取り扱うものとする。

ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響が生じる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりとする。

ただし、市の休日(以下「市の休日」という。)には、受付等を行わないものとする。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	時期
1	公告	令和4年11月18日(金)
2	質問書の受付	令和4年11月18日(金)～ 令和4年12月5日(月) 午後5時まで
3	質問書への回答(最終期限)	令和4年12月6日(火)
4	参加表明書の提出	令和4年12月12日(月)正午
5	参加資格審査	令和4年12月12日(月)
6	事業提案書提出要請通知書の発送	令和4年12月13日(火)
7	事業提案書等の提出	令和4年12月20日(火) 午後5時まで
8	審査(書面・プレゼンテーション審査)	令和4年12月下旬
9	審査結果通知書の発送・公表	令和4年12月下旬

5 質疑応答

(1) 受付方法

参加表明書類を提出した者で、本実施要領の記載事項に関して質問がある者は、次の受付期間内に質問書(様式第3号)を提出すること。

なお、提出方法は、FAX、持参、郵送、電子メールとする。

※FAX、電子メールにより提出した場合は、送付した旨の連絡を行うこと。

(2) 受付期間

令和4年11月18日(金)から令和4年12月5日(月)午後5時まで
(市の休日を除く。)

(3) 質疑に対する回答

最終回答期限 令和4年12月6日(火)

※質疑に対する回答は、受付の翌日から起算して3日以内に、市ホームページにおいて回答する。

※本業務に直接関係のある質問のみに回答するものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 資格審査及び事業提案書の提出

(1) 事業提案書提出要請通知

ア 応募者から提出のあった参加表明書に基づき、資格審査を行い、令和4年12月13日(火)午後5時までに事業提案書の提出要請を電話で通知し、その後文書で通知する。

(2) 資格審査及び事業提案に必要な書類

ア 応募者は、次に掲げる書類を応募先へ提出すること。

イ 期日までに必要書類が整わない場合は、受付できないものとする。

①参加表明に係る書類(以下「参加表明書類」という。)

書 類 名	提出部数	備考
参加表明書(様式第1号)	10部	
参加事業者の概要が確認できるもの (会社案内、経歴等)	10部	
業務実績関連資料 (過去5年間において、本業務と同様の業務実績の成果が 確認できる資料があれば提出すること。)	10部	
国税及び地方税の未納がない証明(納税証明書等)	1部	
商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書)	1部	

○参加表明書類の提出

・受付期間：令和4年11月18日(金)から令和4年12月12日(月)正午まで

※持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

②事業提案申込みに必要な書類

書 類 名	提出部数	備考
事業提案書(様式第2号)	10部	
提案事項(任意様式・枚数制限なし) ※仕様書に定める委託業務内容に係る各種手法等について簡潔に記載すること。	10部	
見積書(任意様式) ※事業費総額を明記した見積書(消費税抜)を提出すること。内訳書を必ず添付すること。	1部	

○事業提案申込書類

・提出期限：令和4年12月20日(火)午後5時まで

※持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、期限内に必着とする。

・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

7 優先交渉権者選定の手続

(1) 審査委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、「北杜市有機農業農産物商談会運営事業業務受託者審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置する。

(2) 選定方法

審査委員会は、「表2 審査項目における審査基準」に基づき総合的に評価し、選定を行う。

なお、書面審査、プレゼンテーション審査を同時に実施するものとする。

ア 審査（書面審査・プレゼンテーション審査）

提出された事業提案書等について、各審査項目における審査基準に基づき書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

・審査実施時期：令和4年12月下旬

・審査結果通知書の発送・公表（市のホームページ）：令和4年12月下旬

審査委員会は個別に実施し、非公開とする。

※提案者数が確定した時点で、審査実施日時及び場所について通知する。

- (3) 審査の出席者
業務担当者を含め3名までの同席とし、説明は主たる業務担当者が行うこととする。
- (4) プレゼンテーションに要する時間
おおむね30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- (5) 説明資料等
提出された提案書に基づき説明を行うこととし、新たな資料の提示は認めない。
ただし、提案書に記載された図表等の拡大や、提案書の記載内容を整理した資料の提示及びプロジェクターでの投影(パソコンの使用)は認める。
※プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。
- (6) 優先交渉権者の選定
書面審査及びプレゼンテーション審査の内容を総合的に評価し、最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、優先交渉権者とする。
ただし、応募者が一者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が基準点以上となった場合に、当該事業者を優先交渉権者とする。
なお、審査の結果、最高点数者が複数ある場合は、審査委員会の議決により特定する。

表2 審査項目及び配点

(1) (書面審査)

審査項目		審査基準	配点
企業評価 (業務経歴)	事業実績	過去5年以内で官公庁又は他団体等での商談会の受注実績があり、履行状況は適切であったか。	20点
	実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。	

提案内容	実施計画の実現性	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的・実現可能性があるものとなっているか。	60点
	業務に関する提案	本業務の趣旨・目的を理解しているか。	
		オンライン方式による商談会につき、具体的な提案がなされているか。(時間配分、商談成立への工夫等)	
		事前説明会の開催方法及び内容は、参加者をサポートできる体制となっているか。	
		商談成立後の物流の仕組みに関する具体的な提案がなされているか。	
サーバー・ネットワーク機器等の運用、保守体制は万全か。 セキュリティ対策は万全か。			
見積価格	価格が適当か。 評価点=配点×(全参加者内最低提案見積価格/提案見積価格)	20点	

(2) プレゼンテーション審査

審査項目	審査基準	配点
説明能力	説明は分かりやすく理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。また、質疑に対して的確に回答できているか。	40点
全体の印象	提案書とプレゼンテーション、質疑応答の整合性等、書面審査含めて全般を評価	60点

8 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対し、結果通知書により通知する。

なお、提案者は、審査内容についての問合せ及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

(2) 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにより公表する。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、審査委員会において審査の上、失格とする。

- ア 本要項3 応募者の資格要件の規定に該当しない場合
- イ 提出期限までに提案書等が提出されない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

10 契約の締結

契約の締結に当たっては、優先交渉権者と市の間において業務内容及びスケジュールを協議の上、仕様書を確定するものとする。

このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合は、優先交渉権者としての権利を失う。

その際は、次点者と交渉を行うこととする。

【問合せ及び応募書類提出先】

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市 産業観光部 商工・食農課 食育・地産地消担当

電話：0551-42-1354 FAX：0551-42-5216

E-mail：syokunou@city.hokuto.yamanashi.jp

様式第1号

令和 年 月 日

北杜市長 上村 英司 様

法人または氏名

(所在地) 〒 _____

(法人名)

(代表者氏名) _____

⑩

連絡担当者

(所属) _____

(職氏名) _____

(電話番号) _____

(FAX 番号) _____

(E-mail) _____

参加表明書

北杜市有機農業農産物商談会運營業務委託に係る事業提案募集に参加意思を表明します。

なお、参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

1. 参加事業者の概要が確認できるもの（会社案内、事業経歴書等）
2. 業務実績関連資料（任意提出）
3. 国税及び地方税の未納がない証明
4. 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

様式第2号

令和 年 月 日

北杜市長 上村 英司 様

法人または氏名

(所在地) 〒 _____

(法人名)

(代表者氏名) _____ ㊟

連絡担当者

(所属) _____

(職氏名) _____

(電話番号) _____

(FAX 番号) _____

(E-mail) _____

事業提案書

北杜市有機農業農産物商談会運営業務委託に係る事業提案について、添付書類を添えて提出します。

なお、参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

1. 仕様書に定める業務内容に係る各種手法等について記載された資料
2. 見積書

様式第3号

質 問 書

※質問書は案件ごとに作成してください。

※太枠の中をご記入ください。

案 件 名			
質 問 者 の 商号又は名称		電 話 番 号 担 当 者 氏 名	

※質問事項を太枠内にご記入ください。

No.	質 問 事 項	回 答